

事業実施・助成ガイドライン細則3-1（国内） 初動対応にかかる措置

（事務局の対応開始）

第1条 事業実施・助成ガイドライン第4条の出動基準に則り、事務局は対応を開始する。

- 2 被災規模が明確でない自然災害の場合、以下に定める基準を勘案の上、対応を開始する。
 - （1）地震 震度5強以上が観測された場合
 - （2）津波 津波警報（高いところで1メートルから3メートルを超える津波が予想）が出された場合
 - （3）台風 「猛烈な台風」が接近または防災気象情報で警戒レベル4が出された場合
 - （4）火山 噴火警戒レベル4（居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想）が出された場合
 - （5）水害 防災気象情報で警戒レベル4が出された場合

（情報収集）

第2条 事務局と加盟団体は、発災後ただちにあらゆる情報の共有に努める。

- ・ 災害の発生地、規模、人道危機の状況
- ・ 現地自治体、日本政府、市民社会の対応状況
- ・ JPF 出動基準による該当状況と JPF 加盟団体の対応状況

（緊急初動調査出動の発議）

第3条 緊急初動調査が必要と想定される自然災害あるいは人道危機が発生、または明らかに大規模な自然災害が想定されると事務局が判断する場合、あるいは加盟団体より緊急初動調査の関心表明がなされた場合には、事務局長は緊急初動調査の出動を決定することができる。

- 2 緊急初動調査の出動を決定したときは、事務局長は常任委員に報告するとともに、直ちに加盟団体に通知し緊急初動調査の事業申請受付を行う。

（緊急初動調査の申請と承認）

第4条 緊急初動調査に出動を希望する加盟団体は、別途定める緊急初動調査の申請様式で事務局に申請する。調査事業は、事務局長が代理決裁により承認する。

（緊急初動調査活動）

第5条 緊急初動調査の助成上限は、第7条第2項に準ずる。

- 2 緊急初動調査では、被災者の生命維持に関わる事象に対して緊急人道支援活動を行うことができる。
- 3 助成を受けられる団体は、原則4団体までとする。
- 4 事象発生から1週間以内に現地に到着することを条件とする。

（緊急初動調査活動の期間）

第6条 緊急初動調査の事業期間は1週間以内とする。ただし、事業開始から2週間までを限度に、延長を申請できるものとする。

- 2 事業期間延長の申請に対しては、事務局が延長と延長期間の妥当性を判断する。

(緊急初動調査の体制)

第7条 緊急初動調査の体制と助成上限は、下表のとおりとする。

| 項目 | パターン① | パターン② |
|----------|-------|-------|
| 派遣スタッフ上限 | 3人まで | 4人以上 |
| 助成上限 | 400万円 | 600万円 |

- 2 同一の事象に対し、複数の加盟団体から関心表明がなされた場合は、合同調査団を編成することができる。

(緊急初動調査の報告)

第8条 緊急初動調査に出動した加盟団体は、調査について、迅速且つ継続的に事務局に報告するものとする。

- 2 緊急初動調査に出動した加盟団体は、事業終了後、速やかに事業の実施概要について、加盟団体および事業審査委員会に報告するものとする。

(初動対応出動の発議)

第9条 出動の発議を行う場合は、発議者は事務局と調整のうえ、現地被災状況および支援ニーズの判断を明示して発議するものとする。

- (1) 現地被災状況：災害規模や被害状況について情報根拠
- (2) 現地自治体、日本政府、市民社会等による支援状況について情報根拠
- (3) 支援ニーズ：その時点で確認されている支援ニーズと想定される今後の支援ニーズの動向を、その判断の情報根拠
- (4) 対応方針（期間、資金等）

(出動及び対応方針の決定)

第10条 前条の発議を受けて出動及び対応方針を審議し、代表理事2名と事務局長、国内災害対応を所管する部長計4名のうち2名の承認をもって決定する。

(初動対応の活動)

第11条 前条の出動の決定を受けて、初動対応として以下の活動を行うことができる。加盟団体は、以下の活動のうち(1)～(3)の活動を行うことができる。事務局が行う(2)以降の活動についても協力する。

- (1) 緊急人道支援活動
 - (2) 調査活動
 - (3) 調整活動
 - (4) 広報活動
 - (5) 募金活動
 - (6) その他、ジャパン・プラットフォームの活動に必要と認められる事業
- 2 加盟団体による緊急人道支援活動が行われなかった場合には、常任委員会は当該事業特定寄付金の

有効な活用について決議することができる。

附則

1. この細則は、2016年度第13回JPF 常任委員会の承認を経て、2017年3月17日より施行する。
2. この細則は、常任委員会の議決（メール審議639）により改正し、2019年12月19日より施行する。
3. この細則は、2020年度第7回常任委員会の議決により改正し、2021年2月1日より施行する。
4. この細則は、2021年度第7回常任委員会の議決により改正し、2022年4月1日より施行する。
5. この細則は、常任委員会メール審議652の議決により制定し、2023年6月20日より施行する。
6. この細則は、2024年度第2回常任委員会の議決により改定し、2024年5月17日より施行する。